

令和7年度 大阪市私立幼稚園等特別支援教育費交付金事業

交付金の額	【市長が毎年度別に定める額（月額）】 ○1人あたり月額 30,000 円
交付対象となる者	○令和7年4月1日時点で、大阪市要支援児受入促進指定園の指定を受けている設置者
交付金算定の対象となる 要支援児	<p>下記（ア）～（カ）のいずれかの条件を満たす児童</p> <p>（ア）「身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）」に基づく身体障害者手帳、「療育手帳制度について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）」に基づく療育手帳、又は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）」に基づく精神障害者保健福祉手帳を所持している幼児</p> <p>（イ）特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象となっている幼児</p> <p>（ウ）医師が身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳が必要と診断した、又は大阪市こども相談センターにおいて療育手帳の発行の対象と判定された幼児</p> <p>（エ）本市が示す集団保育等において加配が必要であると認める、障がい又は障がいの疑いの基準に該当すると医師が診断している幼児</p> <p>（オ）児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等の給付決定を受けている幼児</p> <p>（カ）心理学上の診断書等に基づき市長が支援を必要とすると認める幼児</p>
提出書類	<p>要綱第3条第2項 【事業計画書及び添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> （様式第1－1号）事業計画書 （様式第1－2号No.1－3）調査票 （様式第1－3号）教育上特別な配慮が必要である旨の園長所見 （様式第1－4号）保護者説明の実施状況の確認書 （様式第1－5号）特別支援教育担当教職員調査票（予定） （様式第1－6号）支出予算内訳書 （様式第1－7号）「判定中に関する申出書」 ⇒教育上特別な配慮を要する園児でかつ、医療機関等で判定中につき、手帳・診断書等を添付できない場合に提出すること。 手帳・診断書等（原本または写し） <p>要綱第7条第1項 【変更承認申請書の添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> （様式第5－1号）事業計画変更届 <p>※以下の様式は、変更する内容に応じて提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> （様式第1－2号No.1－3）調査票 （様式第1－3号）教育上特別な配慮が必要である旨の園長所見 （様式第1－4号）保護者説明の実施状況の確認書 （様式第1－5号）特別支援教育担当教職員調査票（予定） （様式第1－6号）支出予算内訳書 （様式第1－7号）「判定中に関する申出書」 ⇒教育上特別な配慮を要する園児でかつ、医療機関等で判定中につき、手帳・診断書等を添付できない場合に提出すること。 手帳・診断書等（原本または写し） <p>要綱第11条第2項 【事業報告書の添付書類】</p> <ul style="list-style-type: none"> （様式第8－1号）事業報告書 （様式第8－2号）私立幼稚園等に就園する要支援児一覧表 （様式第8－3号）保護者説明等実施状況報告書 （様式第8－4号）特別支援教育担当教職員調査票 （様式第8－5号）支出経費内訳書

「手帳・診断書等」の障がい種別の判定基準

別 表

(特別支援教育費補助金・交付金)

障がい種別		障がいの程度		診断・判定できる者 及びその書類
A	視覚障がい	1	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障がいが高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、なおかつ特別な指導が必要なもの 【※はやり目、ものもらい等による一時的な視力の低下、単に眼鏡を着用している程度のもの、上記1・2の程度に該当しない弱視・乱視・眼振等は、含まれません】	
B	聴覚障がい	1	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のもののうち、補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、なおかつ特別な指導が必要なもの 【※中耳炎、外耳炎、外傷等による一時的な聴力低下は含まれません】	
C	知的障がい	1	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
		2	知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	
		3	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの	
D	肢体不自由	1	肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	
E	病弱虚弱	1	慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ専門医師による精密な診断書(判定書)
		2	身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの 【※一過性の病気や既往症は含まれません】	
F	言語障がい	1	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障がいのある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障がいのある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者で、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
		2	その他これに準じる者(これらの障がいが主として他の障がいに起因するものではない者に限る。)で、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	
G	情緒障がい	1	自閉症又はそれに類するもので、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	日本の医師免許を持つ医師または心理学上の資格(国家資格、公的資格、任用資格)を持つ者による診断書(判定書)等
		2	主として心理的な要因による選択性かん默等があるので、なおかつ特別な指導を必要とする程度のもの	

(備考)・視力の測定は、万国式視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

・聴力の測定は、日本工業規格によるオージオメータによる。

・当該判断基準は、学校教育法施行令第22条の3及び平成25年10月4日付け25文科初第756号

「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について(通知)」に基づき作成しています。